

令和3年5月14日

令和3年第2回登米市議会定例会
5月招集議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 1 号	教育長任命につき同意を求めることについて	5
同 意 第 2 号	教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	6
同 意 第 3 号	教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	7
同 意 第 4 号	監査委員選任につき同意を求めることについて	8
同 意 第 5 号	監査委員選任につき同意を求めることについて	9
報 告 第 6 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	10
報 告 第 7 号	登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	11

同意第1号

教育長任命につき同意を求めることについて

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	小野寺 文晃
住所	登米市石越町

同意第2号

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	小野寺 範子
住所	登米市迫町

同意第3号

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	大久保 芳彦
住 所	登米市南方町

同意第4号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	岩淵 正宏
住所	登米市東和町

同意第5号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	中津川 源正
住所	登米市南方町

報告第6号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
過失による物損事故	令和3年4月20日	令和3年3月10日、登米市米山町字善王寺石神地内において、旧善王寺小学校体育館裏の木の枝が強風で折れ、下に駐車していた相手方の車両を破損させたもの	334,950円 その余の請求を放棄

報告第7号

登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例（平成17年登米市条例第149号）の一部改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和3年5月14日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例（平成17年登米市条例第149号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月22日

登米市長 熊谷盛廣

登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例の一部を改正する条例

登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例（平成17年登米市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第110条」を「農業保険法（昭和22年法律第185号）第139条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。